

資料 7 - 1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき0.01ミリグ	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K 0102の38に定める方法（規格 K 0102の38.1.1に定める方法を除
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格 K 0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグ	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグ	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒素 <sup>び</sup>	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 K 0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリ	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき125ミリグ	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロ	検液 1 リットルにつき0.004ミリ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジ	検液 1 リットルにつき0.04ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリ	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリ	検液 1 リットルにつき0.006ミリ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレ	検液 1 リットルにつき0.03ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチ	検液 1 リットルにつき0.01ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロ	検液 1 リットルにつき0.002ミリ	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリ	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリ	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグ	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグ	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグ	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグ	規格 K 0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラ	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表 7

- 備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 7 - 2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機 <sup>りん</sup> 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表 1 に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒 <sup>び</sup> 素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K 0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考 1 この表の項目の欄中「有機<sup>りん</sup>燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。  
 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 7 - 3 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

	特定有害物質	地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準
第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質	四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること	-
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること	-
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.02mg以下であること	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること	-
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg以下であること	-
	ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること	-
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること	-
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき1mg以下であること	-
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること	-
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.03mg以下であること	-
	ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg以下であること	-
第2種 重金属等 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき0.01mg以下であること	土壌 1 kg につき150mg以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき0.05mg以下であること	土壌 1 kg につき250mg以下であること
	シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌 1 kg につき50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき0.0005mg以下であること	土壌 1 kg につき15mg以下であること
	うちアルキル水銀	検液中に検出されないこと	-
	セレン及びその化合物	検液 1 L につき0.01mg以下であること	土壌 1 kg につき150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき0.01mg以下であること	土壌 1 kg につき150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき0.01mg以下であること	土壌 1 kg につき150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につき0.8mg以下であること	土壌 1 kg につき4,000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1 L につき1mg以下であること	土壌 1 kg につき4,000mg以下であること
第3種 農薬等 特定有害物質	シマジン	検液 1 L につき0.003mg以下であること	-
	チウラム	検液 1 L につき0.006mg以下であること	-
	チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg以下であること	-
	P C B	検液中に検出されないこと	-
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-